

平成30年度 習志野市の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「各部署」という。）が発注可能な物品等について適用する。

3 方針の管理及び運営

この方針の管理及び運営は、健康福祉部障がい福祉課において行う。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針が物品の調達先として推進する障害者就労施設等は、調達先の分類（別紙）とする。

5 調達の対象となる物品等

この方針が調達を推進する物品等は、次に掲げるものとする。

（1）物品

- ・ 食品類（弁当、お茶、焼き菓子等）
- ・ 農作物類（野菜、花苗等）
- ・ 生活雑貨類（トイレットペーパー、石鹸、木工品等）
- ・ 縫製品（防災頭巾等）
- ・ イベント向け記念品
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ・ 屋内施設や敷地（歩道、公園、駐車場等）の清掃
- ・ 緑地管理（草刈り、花苗の植込み、花壇整備等）
- ・ 印刷製本（冊子・封筒・のぼり・チラシ・ポスター・点字文書等）
- ・ 折り込み・封入・封かん・ラベル貼り・ポスティング
- ・ 備品運搬
- ・ 袋詰め（景品等）
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

平成30年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額は4,350,000円（物品350,000円、役務4,000,000円）とする。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の方法を実施する。

(1) 調達可能物品等の一覧表の作成

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集して一覧表を作成し、各部署に情報提供する。また、NPO法人千葉県障害者就労事業振興センターのホームページによる事業所検索方法について各部署に情報提供する。

(2) 庁内説明会の実施

各部署の職員向けの説明会を習志野市障がい者地域共生協議会就労支援部会や障害者就労施設等と協働して開催し、調達可能な物品等の紹介や具体的な発注金額の相談を受ける。

(3) 3号随意契約の活用による調達の推奨

通常は入札が必要な予定価格であっても、障害者支援施設等との契約であれば金額にかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定により随意契約が認められているため、活用を推奨する。

8 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後にとりまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 その他の受注の機会の増大（※調達目標及び調達実績の対象外）

(1) 各部署での情報提供や受注取りまとめの推進

各部署において、関わりのある市民等へ障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を提供し、可能な範囲で発注の取りまとめや仲介を行うことを推進する。（例. 保育所における利用者の防災頭巾の発注取りまとめ、福祉関連部署における自宅の片付けに困っている市民への情報提供など。）

また、必要に応じてチラシ等を作成し、配布する。

(2) 民間部門における調達の推進

事業者に対し、障害者雇用制度を周知啓発するとともに、民間部門における障害者就労施設等からの物品等の調達を増幅させるため、説明会の開催等により障害者就労施設等で提供可能な物品等について情報提供を行う。

別紙

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。